

森町一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査の申請について

第1 資格の要件

1 基本的資格要件

森町が発注する契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加できる者は、次のいずれにも該当することとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 納付すべき税（国税（消費税及び地方消費税）、都道府県税及び市町村税）の滞納がないこと。
- (4) 健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（これらの保険のうち、適用を除外されているものを除く。）に加入していること。
- (5) 申請者又はその代理人、役員、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団並びにその利益となる活動を行う者、密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 希望する営業品目に関し、法令等に基づく許可、認定、登録等を必要とするものについては、当該許可、認定、登録等を有すること。
- (7) 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。

2 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づき設立された事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の規定に基づき設立された協業組合が次のいずれかに該当するときは、営業年数に係る資格要件は適用しない。

- (1) 中小企業庁（各地方経済産業局等）が行う官公需の受注に係る適格組合証明を有するとき。
- (2) 企業組合及び協業組合にあつては、競争入札参加資格者である者が構成員の過半数を占めているとき。

第2 資格の消滅

競争入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該資格は消滅するものとする。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者になったとき。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づき競争入札への参加を排除されたとき。

- (3) 営業に関し、法令の規定による許可、認定、登録等を要する場合において当該許可、認定、登録等を取り消されたとき。
- (4) 第1の1に規定する資格要件のいずれかを欠くに至ったとき。

第3 資格審査の申請方法等

1 申請方法

- (1) 資格の審査を受けようとする者は、北海道市町村入札参加資格共同審査システム（以下「共同審査システム」という。）による電子申請を原則とする。ただし、インターネットによる電子申請が困難な場合は森町役場契約管理課契約管理係（電話01374-7-1088）へお問い合わせください。

また、共同審査システムによる申請は北海道市町村入札参加資格共同審査ポータルサイト（以下「共同審査ポータルサイト」という。）（URL：<https://www.hoctec.info/kyoshin/>）から行うものとする。

- (2) 申請にあたっては、共同審査ポータルサイトに掲載されている北海道市町村入札参加資格共同審査申請の手引き（以下「共同審査申請の手引き」という。）及び本告示内容を確認すること。

2 申請期間

- (1) 定期申請は令和7年12月10日から令和8年1月30日までとする。（電子申請は24時間受け付けますが、開始日は9時から、最終日は17時30分まで）
- (2) 随時申請は令和8年3月16日から開始するが、詳細な日程等については共同審査申請の手引きによるものとする。

3 資格の有効期間

資格の有効期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間とする。ただし、随時申請の場合は共同審査申請の手引きによるものとする。

第4 変更届

- 1 次のいずれかに該当したときは、申請内容の変更届を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称に変更があったとき。
- (2) 代表者に変更があったとき。
- (3) 受任者に変更又は廃止があったとき。
- (4) 本店又は受任先の名称、所在地、電話番号等に変更があったとき。
- (5) 資本金に変更があったとき。
- (6) 実印及び使用印に変更があったとき。
- (7) 資本関係及び人的関係に変更があったとき。
- (8) 入札参加資格の一部を取り下げたいとき。
- (9) その他入札参加資格申請内容変更の手引き（北海道市町村入札参加資格共同審査）に記載の変更事項

- 2 次のいずれかに該当したときは、共同審査システムによる受付はできないため、一般財団

法人 北海道建設技術センター 市町村支援課 入札参加資格審査担当（TEL：０１１－３７４－６０９０ E-mail：kyoshin@hoctec.or.jp）に連絡すること。

- (1) 競争入札参加資格を有する者の事業又は営業が相続、合併、分割、譲渡により移転されたとき。
- (2) 競争入札参加資格を有する個人事業主が、事業継承や法人へ変更するなど組織に変更を生じたとき。
- (3) 競争入札参加資格を有する協同組合等が、その構成員（競争入札参加資格を有する組合員に限る。）を変更したとき。
- (4) 競争入札参加資格を有する者が会社更生法に基づく更生手続き開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けたとき。

第５ その他

この告示により難い特別な事由があるときにおいて、町長が必要と認めた場合は別段の取り扱いをすることができるものとする。